

## 第2回地域主権研究会（12／13）の主な意見内容

政策企画総室

### （1）鳥取県型地域主権のあり方について

#### 〔総論〕

- 国からの大幅な事務移譲を考えると、県も市町村も大きく変わらなくてはならない。お互いの重複をできるだけ排除し、効率よく税金が使われる仕組みに
- 鳥取県版地域主権のあり方を最初に議論し、次に県・市町村の役割のモデルを考える方が分かりやすい。地域主権の基本的な部分の議論の時間が欲しい。
- 全体的に分離型を目指しながら、融合型のメリットも生かすべき。

#### 〔国と地方の役割分担〕

- 連邦財政主義の観点では、地方自治体は公共サービスを提供する資源配分機能だけとしている。それに対し中央政府は、所得再分配機能と景気安定化機能が重要な任務となる。
- 地域主権における現金給付のあり方として、現金給付は全て国が責任持つべきものだと、第1弾の模範として出さないと、地域主権とを謳う意味がない。
- 公共サービスの提供は、市町村や県の地方自治に馴染む。経済の安定化機能も、一定程度、地方が担う部分も出てきているが、所得の再分配は国以外あり得ない。他の福祉サービスと一体化して市町村が行うものはあるとしても、現金給付は基本的には国が責任を持つべき。
- 今の国有林の管理の仕方に不満、多くの人々が森の中で癒されていくような方向を求めべき、県で国有林を管理する方向で。

#### 〔県と市町村の役割分担〕

- 男女共同参画、ワークライフバランス、人権、環境、消費者行政など、啓発的なものは基本的に県が中心に。現在の市町村、県の役割をゼロから考え、住民にとって一番いい形がどうかという議論をすべき。
- 地方自治体があまり担わない社会保険をどう位置づけるか。特に、国民健康医療保険の問題をどう位置づけるかが大きな問題。
- 医療保険が最大の問題になる。保険財政を拡げる意味で、介護保険も含めて都道府県レベルで医療保険系を引き受けるという国家像を提示することもある。
- 一般廃棄物と産業廃棄物について、永遠に産廃、一廃という処理ルールではないので、現在のようになくなったときも、分類ができるようにした方がよい。
- 市町村で小中学校教育やっているが人事は県で留保されており、小中学校・高校全部含めて県でという考え方や、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせて市町村でという考えもあり得る。
- 県知事のもとで消防に関する安心・安全をできる仕組みを考えて行くべき。

### （2）主要事業評価・事業棚卸しについて

- こういう評価は非常によいこと。今後、全ての事業の費用と効果を認識できる方法を、取っていくこともよいのではないか。
- パブリックコメントについて若干偏見を感じる。電子メールだけでなく、ファックスや電話など色々な形でパブリックコメントを求めるべき。
- 対象事業の選び方もどこかで示していくべきと思う。一つの事業で工夫し、他の事業にも良い効果が表われるようなやり方も可能と思う。県庁内の横の繋がりをもっと連携強化し、大きな効果が得られるようにできると思う。
- 市町村と県でも似たような事業がある、それを整理するところに、地域主権の考え方を整理をすべき場所がある。また、事業棚卸しを行い、事業を一度整理するが、今度作るときにどのようなプロセスを経るのかを考えないと、また同じ繰り返しが起きる。
- 日本の事業評価で心配しているのは誉める評価になっていない。無駄を排除する視点だけでなく、デメリットをなくすということと同時に、メリットを付け加え伸ばす視点も入れてもよい。